

## 飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、県は感染拡大防止の徹底を図るために、県民に3密を避けることなどを要請してきている。そのような中、デリバリーなど飲食店同士が協力して県民の人混みを避ける動きを応援するような動きや、逆に、県民が、#別府エール飯、ヒタベンなど、テイクアウトに取り組む飲食店を応援する動きも出始めている。おんせん県おおいたは「温泉」のみならず「味方も満載」を打ち出している。本事業は、県内各地での県民や飲食店同士の感染症拡大防止に取り組む経済活動への支援を強化するとともに、そのような取組を県内各地に広げることにより、飲食店を通じた大分県の感染拡大防止対策の確立を図ることを目的とする。

(補助事業の内容)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容は、以下のとおりとする。

事業内容
概ね20店舗以上の飲食店等を対象とした、県民や飲食店同士の感染症拡大防止に取り組む持続的な経済活動、又は、その動機に繋がる仕組みや仕掛けづくり
(取組例)
(1) 感染拡大防止対策を自主的に取り組む飲食店（以下、「感染拡大防止対策実施飲食店」という。）のテイクアウト料理のデリバリーを実施又は支援する取組
(2) 感染拡大防止対策実施飲食店のテイクアウト料理の一括販売を実施又は支援する取組
(3) 感染拡大防止対策実施飲食店のテイクアウト料理の購入者への特典付き共通スタンプカードの発行等を実施又は支援する取組
(4) 感染拡大防止対策実施飲食店の「先払い」料金制の仕組みづくりを実施又は支援する取組
(5) 事業内容と併せて感染拡大防止対策実施飲食店についてホームページやSNS等のWeb上で情報発信を実施又は支援する取組
(6) その他感染拡大防止対策実施飲食店等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて協働で実施又は支援する取組等

2 補助金の交付対象となる事業の実施期間は7月31日までとする。

(補助事業の対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、前条第1項の事業に要する経費のうち以下の経費とする。

経費の科目	補助対象経費の内容
賃金	事業実施に必要な業務を行うアルバイト代等として支払われる経費
報償費	事業実施に必要な専門家・講師等に対する謝金等
旅費	事業実施に必要な専門家・講師等に対する旅費や事業実施に必要な交通費等
需用費	事業実施に必要な事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費等 (注) 単体で取得価格が5万円未満のもの。 (注) 特典代などは補助対象外
役務費	事業実施に必要なホームページ開発・改修費、電話、プロバイダ使用料等の通信費や郵送、宅配便等の運搬用費用、広告・宣伝費用等、保管料、広告料、手数料、各種保険料等
委託料	事業実施に必要な業務を行う委託費等
使用料及び賃借料	事業実施に必要な使用料、車両機器・物品等の借上料、有料道路通行料、駐車場料等

(注) 事業の実施に必要な経費とする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする

- (1) 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 実施主体の内部の者に対する報償費
- (4) 食糧費
- (5) 単体で取得価格が5万円以上の備品購入費
- (6) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (7) その他振興局長が不相当と認めるもの

(事業実施主体)

第5条 この事業において対象となる者は、第2条の目的に合致する取り組みを行う者とし、次の各号に該当する者とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき組織された商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年第181号）に基づき組織された事業協同組合
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月法律第164号）に基づき組織された生活衛生同業組合
- (4) 飲食店等で組織された任意団体
- (5) 複数の商店街組織で構成された商店街連合団体
- (6) 商工会、商工会議所
- (7) 観光協会
- (8) その他飲食店等の新型コロナウイルス感染拡大防止の活動を協働で支援すると振興局長が認めた団体

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

- (1) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体等
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

（事業実施主体の責務）

第6条 事業実施主体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、次の各号のとおり取り組まなければならない。

- (1) 感染拡大防止対策実施飲食店等を支援すること。
- (2) 感染拡大防止対策実施飲食店等について自主的に策定したルールに基づき確認し、事業内容と併せて当該飲食店等の情報についてホームページやSNS等のWeb上で情報発信を行うこと。

（飲食店等の責務）

第7条 この事業に参加する飲食店等は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、次の各号のとおり取り組むことに努めなければならない。

- (1) 自主的に感染拡大防止対策に取り組むこと。
- (2) 前号の取り組み内容を店頭等に明示すること。

（市町村の役割）

第8条 市町村は、事業実施主体による取り組みに対し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から積極的な広報等の支援等に努めるものとする。

（事業計画書の提出及び採択）

第9条 補助対象事業の採択を要望する者（以下「事業要望者」という。）は、飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業採択要望申請書（第1号様式）を添えて事業要望者の運営事務局の所在地を管轄する振興局長に電子データとともに提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第4号様式）※任意団体に限る。
- (4) 誓約書（別紙）
- (5) 参加（予定）飲食店等名簿（様式任意）
- (6) その他振興局長が必要と認める書類

2 振興局長は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査し、適当と認めるときは採択を行い、飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業採択通知書（第5号様式）により、事業要望者あて通知するものとする。

3 振興局長は、前項の規定により採択した事業について速やかに飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業採択要望申請書及び添付書類一式及び飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業採択通知書の写しを電子データで知事に報告するものとする。

4 知事は第2項の規定により採択した事業について、大分県庁ホームページなどで広く県民に周知するものとする。

(助成措置)

第10条 振興局長は、予算の範囲内において、第9条第2項の規定により採択された事業について、別に定める要綱により助成するものとする。

附則

この要領は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第9条関係）

年度飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業採択要望申請書

番 年 月 日 号

大分県〇〇振興局長 殿

（事業要望者）

住 所

名 称

代表者名

㊞

（任意団体の場合は追記）

事務局

住 所

名 称

代表者名

（連絡先： - - ）

年度において、下記のとおり飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業を実施したいので、飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金実施要領第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- （1）事業実施計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）団体概要書（第4号様式）※任意団体に限る。
- （4）誓約書（別紙）
- （5）参加（予定）飲食店等名簿（様式任意）
- （6）その他振興局長が必要と認める書類

第2号様式（第9条関係）

事業実施計画書

1 事業日程及び事業の内容等

事業名		
事業箇所		
実施時期	年 月 日～ 月 日	
事業の目的・背景		
事業の内容		
	We b 発信先URL (見込)	URL:
飲食店の感染拡大防止 対策について自主的に 策定した確認ルール		
事業の効果		

2 事業に要する経費

(単位：円)

事業名	総事業費	補助対象経費	経費の内訳
計			

第3号様式 (第9条関係)

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金		
自己負担金		
計		

2 支出

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
計		

第4号様式（第9条関係）

団体概要書

フリガナ	
団体名	
フリガナ	
代表者名	役職名 氏名
団体所在地	電話 FAX Mail
設立年月日	
構成員	
団体の活動目的	
団体の活動内容・実績	
事務局担当者(連絡先)	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ 役職 氏名 住所 名称 電話 FAX Mail
補助金の振込口座	振込先金融機関名・支店名 口座種別 口座番号 口座名義 (フリガナ)

※団体の活動がわかるパンフレットまたは規約を添付してください。



別紙（第9条関係）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県が実施する他の補助事業等における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住所

(ふりがな)

氏名

㊟

(明治・大正・昭和・平成)

生年月日 年 月 日 (男・女)

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第9条関係）

年度飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業採択通知書

番  
年 月 日

名 称  
代表者名

殿

大分県〇〇振興局長 ⑩

年 月 日付けで要望のあった下記事業については、飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業について、採択となったので通知します。

なお、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、この採択を取り消す場合があります。

記

事業名 〇〇〇〇事業